

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

=目次=

1. 重大事故等情報＝13件（12月18日～12月24日分）
 - (1) 乗合バスの死傷事故
 - (2) 乗合バスの火災事故
 - (3) 乗合バスの車内事故
 - (4) 乗合バスの衝突事故
 - (5) 法人タクシーの死傷事故①
 - (6) 法人タクシーの衝突火災事故
 - (7) 法人タクシーの衝突事故①
 - (8) 法人タクシーの健康起因事故①
 - (9) 法人タクシーの死傷事故②
 - (10) 法人タクシーの衝突事故②
 - (11) 法人タクシーの健康起因事故②
 - (12) ハイヤーの死傷事故
 - (13) コンテナセミトレーラの転落事故
2. 事業用自動車の緊急点検の実施及び保守管理の徹底について【新着情報】
3. 自動車事故防止セミナーを開催します！（東北運輸局発）【新着情報】
4. 安全運行の確実な徹底について（関東運輸局発）
5. インバウンド貸切バス事業者に対する監査を集中的に実施します！
6. 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう！
7. 降積雪期における輸送の安全確保の徹底について
8. 事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
9. 運行管理者資格者証の交付等で提出される「住民票の写し」について
10. 後退時等の安全確保の徹底について
11. 事業用自動車の安全確保の徹底について
12. SAS対策マニュアルを改訂しました！
13. トラックの保有車両数が5両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
14. 自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
15. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！

て右折したところ、横断歩道を横断していた幼児をはねた。

この事故により、幼児が死亡した。

なお、現場に信号機はなかった。

(6) 法人タクシーの衝突火災事故

12月19日(土)、午前1時30分頃、千葉県の市道において、空車で運行中の法人タクシーが、軽乗用車と正面衝突し、その後炎上した。

この事故により、タクシーの運転者及び軽乗用車の運転者が重傷を負った。

タクシーはトランク部分を残し全て燃え、運転者は通行人により車外に救助された模様。

(7) 法人タクシーの衝突事故①

12月20日(日)午後9時00分頃、大阪府の府道交差点において、府内に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せて運行中、対向から右折してきた2人乗りのオートバイと衝突した。

この事故により、オートバイの運転者が死亡し、オートバイの同乗者が重傷を負い、タクシーの乗客1名が軽傷を負った。

タクシーに装着されたドライブレコーダーの記録によると、タクシーが青信号で直進しようとして交差点に進入したところ、対向のオートバイが急に右折してきた模様。

(8) 法人タクシーの健康起因事故①

12月20日(日)午後2時10分頃、大阪府の市道において、府内に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、タクシーの運転者が身体に異常をきたし、路肩に駐車中の車両に追突した。通行人らの通報により救急隊到着後、当該運転者は現場にて救護処置を受け、病院に救急搬送されたが死亡した。

なお、乗客は負傷なし。追突した駐車車両は無人であった。

(9) 法人タクシーの死傷事故②

12月23日午前2時16分頃、兵庫県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、横断歩道のない道路を横断していた歩行者に気付くのが遅れ、はねた。

飛ばされた歩行者は、さらに、同県に営業所を置く別の法人タクシーにはねられた。

この事故により、歩行者1名が死亡し、1台目のタクシーの乗客1名が軽傷を負った。2台目の乗客2名及びそれぞれのタクシー運転者に負傷はなし。

(10) 法人タクシーの衝突事故②

12月23日午前1時25分頃、大阪府の府道において、府内に営業所を置く法人タクシーがセンターラインを越え、対向のオートバイと正面衝突した。



【4. 安全運行の確実な徹底について（12月9日関東運輸局発）】

（配信日：H27.12.11）

事業用自動車の事故防止については、従来から機会あるごとに注意喚起を図っているところですが、関東運輸局管内において、乗合バスが信号無視により歩行者や自転車利用者をはね死傷させる事故が、平成27年中4件発生しております。

12月10日から年末年始の輸送等に関する安全総点検期間が開始され、関係事業者に対して、道路交通法令の遵守について運転者に改めて徹底するなど、同種事故を防止するための対策を含め、安全運行の確実な徹底を図るとともに、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下に、安全に関する運営状況の総点検を実施して、輸送の安全確保に万全を期するよう周知徹底をお願いします。

「関東運輸局管内において平成27年に発生した乗合バスの信号無視による死傷事故※（概要）」

1. 平成27年1月25日16時00分頃

乗合バスが交差点を直進で通過する際、交差点先のバス停に気を取られて赤信号を見落として通過し、左側から青信号で横断してきた歩行者をはね、重傷を負わせた。

2. 平成27年2月4日7時55分頃

乗合バスが交差点を直進で通過する際、赤信号を見落として通過し、右側から青信号で横断してきた自転車利用者をはねた。自転車には女性と男児の2名が乗っており、女性が重傷、男児が軽傷を負った。重傷の女性は後日死亡した。また、急ブレーキにより乗客3名が軽傷を負った。

3. 平成27年11月27日6時52分頃

回送運行中の乗合バスが交差点を直進で通過する際、朝日の逆光で信号機の色が確認しづらい状態で、信号機や周囲の状況を十分確認せず赤信号で交差点に進入し、左側から青信号で横断してきた歩行者をはね、重傷を負わせた。

4. 平成27年12月9日9時40分頃

乗合バスが横断歩道のある道路を通過する際、赤信号を見落として通過し、左側から青信号で横断してきた自転車利用者をはね、重傷を負わせた。

※) 関東運輸局管内において、平成27年12月9日までに自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）に基づく報告があったもの。



1. 運転者は、交通法規を遵守するとともに、進路変更、転回、後退等しようとするときは、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめること。
2. 後退時等に周囲に発音することにより歩行者等に対して注意喚起を行う装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないこと。
3. 運送事業者は、運転者に対して車両の構造上の特性について理解させるとともに、危険の予測及び回避に必要な技能を習得させる等適正な指導及び監督を実施すること。

上記の内容は、平成27年10月15日付け、国自安第133号、国自技第160号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。
運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。



【11. 事業用自動車の安全確保の徹底について】

事業用自動車の事故防止については、「平成27年秋の全国交通安全運動国土交通省実施計画」において注意喚起を図ってきたところでありますが、残念ながら、「平成27年秋の全国交通安全運動」期間中（9月21日～9月30日）、事業用自動車に起因すると思われる重大事故が8件（速報値）発生し、これらの事故により、4名の方がお亡くなりになり、15名の方が負傷されております。

また、警察庁発表の「交通事故統計」（平成27年8月末）によると、本年1月から8月末までに事業用自動車が第1当事者となった死亡事故件数が、バス・マイクロで9件（対前年比1件増）、普通乗用（タクシー等）で30件（同11件増）、貨物で216件（同14件減）となっております。

このような重大事故は、自動車運送事業者の最大の使命である輸送の安全を脅かし、結果、国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであります。

国土交通省においては、「事業用自動車総合安全プラン2009」に掲げられた目標（平成30年までに、年間死者数250人以下、年間事故件数3万件以下）を達成するため、各種施策を実施しているところでありますが、運送事業関係者の皆様におかれましても、引き続き、運行管理の確実な実施、社内の安全意識の徹底等あらゆる施策を通じ、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すよう、お願い致します。

上記の内容は、平成27年10月6日付け、国自安第130号により、関係団体に対し、事故防止通達として発出しています。
運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。



症候群対策マニュアル～S A S対策の必要性と活用～」

- ・ H26年4月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・ H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・ H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
- ・ H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・ H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・ H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
- ・ H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・ H19年6月：S A S対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 （ www.mlit.go.jp/RJ/ ）

・ フリーダイヤル受付 0 1 2 0 - 7 4 4 - 9 6 0

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 0 3 - 3 5 8 0 - 4 4 3 4 （年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れず

に修理を受けましょう。

